

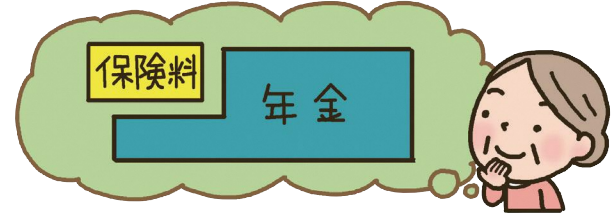
介護保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

年金が年額18万円以上の人 ▶ 年金から差し引かれます 特別徴収

年6回ある年金の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 保険料の所得段階が変更になった場合 など

前年度から継続して特別徴収の場合、前年の所得が6月以降に確定するため、仮徴収と本徴収により保険料を納めます。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月(第1期)	6月(第2期)	8月(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)

前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年額保険料から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

年金が年額18万円未満の人 ▶ 納付書や口座振替で納めます 普通徴収

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

普通徴収の納期（振替日）

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期 (随時)	8期 (随時)
定期 振替日	6月 2日	7月 31日	9月 30日	12月 1日	1月 5日	3月 2日	3月 31日	4月 30日

保険料の納付は口座振替が便利です

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

保険料の納付書 — 預(貯)金通帳 — 印かん(通帳届け出印)

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書で納めることになります。

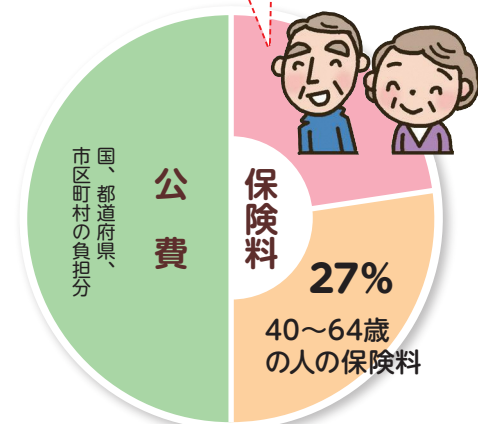
保険料の納め方を個人で選択することはできません。市区町村からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。

みなさんの保険料が 介護保険制度を支えます

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険の財源 (利用者負担を除く)

65歳以上の
人の保険料 **23%**



※令和6～8年度の割合です。

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

介護保険料を 納めないでいると

災害などの特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

納付が難しいときは お早めにご相談ください!

災害など特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合がありますので、担当窓口までご相談ください。

UD FONT by MORIWA 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE OIL INK

禁無断転載©東京法規出版
KG012250-1789142

65歳以上の方へ 確認しましょう! あなたの 介護保険料

令和7年度



吉田町

介護保険料の決まり方

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。

基準額
(年額)

=

市区町村で
介護保険給付に
かかる費用

×

65歳以上の人の
負担分 (23%)

÷

市区町村の
65歳以上の人数

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

市区町村によって、必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は違いますので、それにもない基準額も異なっています。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ → 9月分から 10月2日生まれ → 10月分から

65歳になる年度の保険料について

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

65歳

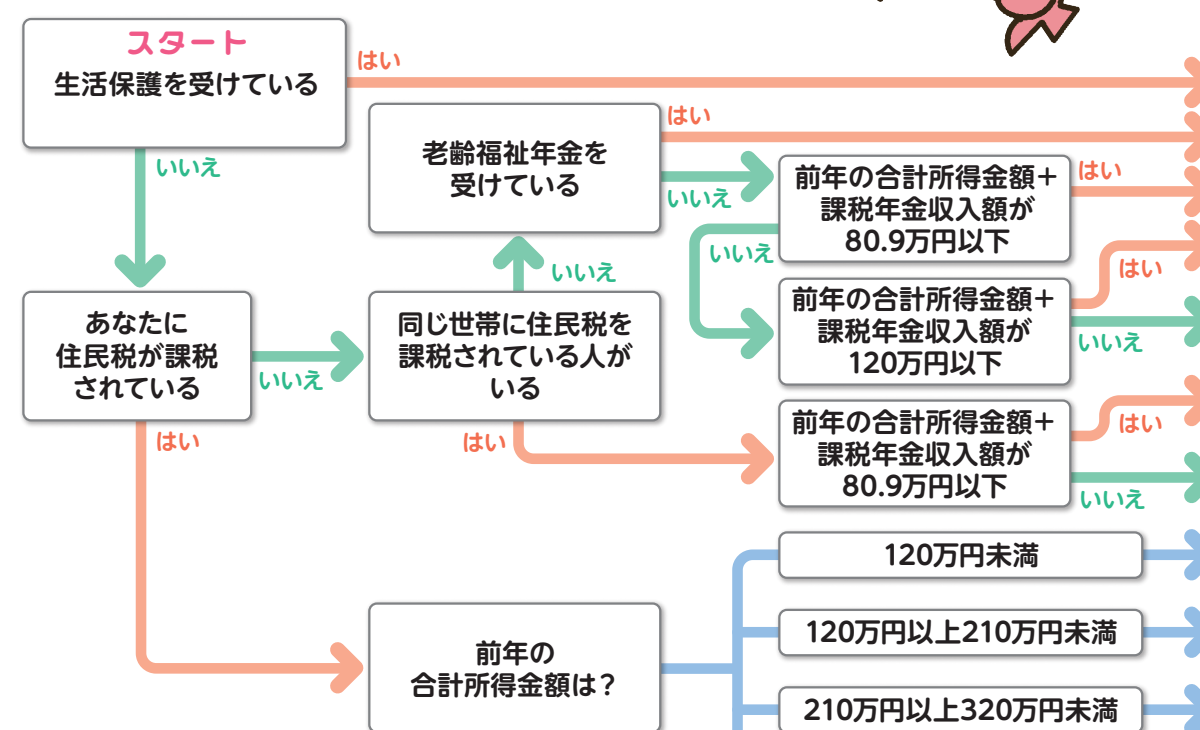
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

あなたの介護保険料を確認しましょう



・ 老齢福祉年金 ・

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

・ 合計所得金額 ・

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

市区町村ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます

段階	対 象 者	基準額に 対する割合	保険料 年額
第1段階	生活保護を受けている人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人又は世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が年間80.9万円以下の人	×0.285	17,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が年間80.9万円を超え120万円以下の人	×0.485	30,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	×0.685	43,100円
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が年間80.9万円以下であり、世帯の中に住民税課税者がいる人	×0.90	56,700円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で上記以外の人	×1.00 (基準額)	63,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	75,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	81,900円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	94,500円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70	107,100円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90	119,700円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.10	132,300円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.30	144,900円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.40	151,200円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。